

- [国会での審議の中継](#)
- [参議院・法務委員会（2007/11/08）/松浦大悟議員（無所属）](#)
- [参議院・予算委員会（2008/02/04）/有村治子議員（自民党所属）](#)

国会での審議の中継

参議院インターネット審議中継

<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

参議院-会議録

http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset_b07_01.htm

参議院・法務委員会（2007/11/08）/松浦大悟議員（無所属）

松浦大悟君 無所属の松浦大悟でございます。今日が私にとって二回目の質問ということになります。どうぞよろしく願いをいたします。

今日は有害サイト規制について質問をしたいと思っております。

政府におきましては、IT安心会議が有害サイト集中対策を策定し、青少年育成推進本部では来年中をめどに青少年育成施策大綱を改定する方針というふうに聞いております。

私は、有害サイト規制については条件付き賛成の立場です。ウェブだからといってすべてを放任していいというわけではない、一般の犯罪と同程度の規制は必要だろうというふうに考えています。しかし、今の世論は明らかに過剰反応だとも思います。IT安心会議もこうした世論に左右された議論になっているのではないかとこのように危惧をしております。有害サイトとは何を以て有害とするのか、有害であるものと有害ではないものとの間に線引きをしようというわけですから、そこには必ず恣意性が働く、何が有害なのか、後ほど大臣の御見解も含めて伺っていきいたいというふうに思います。

まず、IT安心会議が規制を強化しようとしている出会い系サイト規制法について伺いたいと思っております。

規制の強化ということでございますが、具体的にはどのようなデータに基づいて規制を強化しなければならないというふうに御判断をされたのかということが一つ、もう一つは、規制の強化は範囲の拡大を意味するのかということ。今現在におきましても、ミクシやエキサイトフレンズなどのようなSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスや一般BBS、あるいはプロフといったものの中では一見さんには分からないような形で売買春の交渉が行われている。SOSだとか、三でお願ひしますだとか、助けてくださいだとか、私のサポーターになってくれる人といったような書き込みが行われているわけですね。つまり、児童買春は今や出会い系サイトだけではなくて様々なサイトに分散をしまっている。こうした中で出会い系サイトだけを規制しても意味がないんです。規制を強化するということは、こうしたSNS、ミクシなどにも規制の範囲を広げようということであるのかどうか、質問したいと思います。

政府参考人（片桐裕君） お答え申し上げます。

御案内のとおり、出会い系サイト規制法の附則第二条というのがございまして、この法律の第七条、これは事業者は児童の利用禁止の明示をしなければならないという規定でございまして、これと第八条、業者は利用者が児童でないことを確認しなければならないという規定でございまして、こういふ規定につきまして施行後三年を経過した段階で必要に応じて見直しをすべきという規定が置かれているところでございます。その三年が昨年十二月で経過をしたという段階でございまして、したがって、その後我々検討を進めてきたということでございます。

また、出会い系サイトを利用しての犯罪の被害に遭う児童でございますが、この法律がそもそも施行された後、一時大分減少したんでございますけれども、その後、また昨年からは増加をするという傾向にございます。

こうしましたことから、警察庁では、先般、出会い系サイト等に係る児童の被害防止研究会、これを設置いたしまして、今申し上げました第七条、第八条だけでなく、この法律全体について問題点の洗い出しと、また今後のあるべき対策について御検討いただくということにしているところでございます。

その論点でございますけれども、警察庁からは主に二点提示しておりまして、一点は、不適切なサイト運営を防ぐための事業者としての責任をどう考えるのかと、もう一点は、児童による利用をどうやって防ぐのかという二点を御提示申し上げておりますが、この中には、出会い系サイトの、今御指摘があった定義の拡大ということは含まれてはおりません。おりませんが、ただ、第一回目の先般の会議の中で、一部の委員からこの点も論点にすべきだという御意見もございましたが、まだこれは論点にするかどうかは決まっていないうことでございます。

私どもとしましては、この点を含めまして今後研究会でどういった議論がなされるか、その行方を私どもから申し上げることは適当ではないと思っておりますけれども、警察庁としましては、今後この研究会での議論を踏まえまして、児童の犯罪被害防止のための実効的かつ相当な対策について検討していきいたいというふうに考えております。

松浦大悟君 今出会い系サイトによる犯罪の検挙件数が非常に増えているという話がありましたけれども、しかし、この検挙件数と暗数というのは比例しているわけではございませんで、なぜかという、警察が力を入れれば検挙件数というのは上がるんですね。年末の交通取締りを見れば分かるのとおり、警察が力を入れれば検挙件数というのは上がるわけです。例えば、京都府警がウイニーの不祥事が起こった後にサイバー犯罪に対する検挙というのを物すごく力を入れてやった。そのことによってサイバー犯罪の検挙件数がぐんと上がったということがあります。つまり、出会い系サイトの被害児童が増えたという統計データは、ネットユーザーが増えたことによって、あるいは警察がサイバー犯罪に力を入れるようになったことによって上がっているように見えるというふうにも解釈できるわけでございます。

さて、IT安心会議のホームページを見ますと、自殺サイトや学校裏サイトについても非常に関心が高いように見えるわけでございます。しかし、こうした学校裏サイトや自殺サイトは今回は規制の対象とはなっていない。これはなぜ規制の対象にはならなかったのか、そして今後規制対象とする意図はありなのかどうか、お聞かせください。

政府参考人（南俊行君） 内閣官房でございます。私どもで関係省庁さんから成りますIT安心会議の事務局を仰せ付けてございまして、今年の十月十五日に、今先生御紹介いただきました様々な関係省庁さんの施策を取りまとめた集中対策として取りまとめをさせていただきます。

その中に今御紹介いただきましたいわゆるやみサイトでございますが、学校裏サイトの問題も取り上げてございまして、まずは、その実態が関係省庁も含めましてよく分かっていないという面もございまして、まずはちゃんと実態を把握した上で必要に応じて対応策を検討していこうというところにとどまっているものでございます。

インターネット上の情報の流通に関しましては、表現の自由でございますが、やはり通信の秘密といった面についても考慮をする必要があるというふうに考えてございまして、特に発信者側の権利を過度に萎縮させることがないような配慮というのはやはり必要であろうというふうに思っております。

現在、プロバイダーの業界団体さん等の自主的な民間団体の取組がございまして、そういったものを政府としては側面から実効

性が上がるようにサポートしていくという対策をやはり中心に進めることが、このインターネットという事柄の性格上ふさわしいのではないかとということで今回の取りまとめに至ったということでございます。

松浦大悟君 自殺サイトですとか学校裏サイトといいますと、マスコミでは負の側面だけが強調されるわけですが、しかし別の側面もあるだろうというふうに考えます。例えば、自殺サイトでいうと、自殺サイトへアクセスすることによって自殺をする人の数と、そこへアクセスする人の数を比べてもらいたいですね。そうすると、そのサイトにアクセスしたことによって自殺をした方の数よりも、圧倒的多数の方たちがアクセスをただけということが分かるんですね。つまり、自殺念慮を抱えている方たちが自殺サイトにアクセスすることによってガスが抜けているという現状があるだろうというふうに思います。自殺念慮を持っている方たちが孤独に陥らないような、そういうコミュニケーションの場でもあるわけです。

また、学校裏サイトについて言えば、学校裏サイトではいじめの温床になったサイトだけがピックアップされるわけですが、それだけの機能ではなくて、普通の学校での日常生活の会話なども行われているわけですが、一見いじめのように見えるようなそういう書き込みであっても、いじめっ子が書いているのか、あるいはいじめられっ子がその書き込みを行っているのかで文脈は変わってくるわけですね。いじめられっ子が学校での憂さを晴らすために書き込みをしている、ガスを抜いているというケースもあるわけですが、あくりにできるものではないというふうに思います。小中学生がサイトを作れば、必ずそこは学校裏サイトの新たなニュアンスを帯びてくるわけなので、これを規制するというのはどうなんでしょうか、子供たちの表現の場を大人が奪うようなことがあるべきではないというふうに私は考えます。

今後規制すべきではないというふうに考えますが、御見解をお聞かせください。

政府参考人（武内信博君） 総務省といたしましても、インターネット上の違法・有害情報の対策は非常に重要な課題であるというふうに考えておりますが、他方、今先生の御指摘もありましたように、この課題の取組につきましては、表現の自由というふうな観点から慎重な検討も必要だというふうに認識をしております。このような観点から、プロバイダーやあるいは電子掲示板の管理者等によります違法・有害情報の自主的な削除の取組の支援ですとか、あるいはフィルタリングというものの普及などに努めているところでございます。

総務省といたしましても、引き続き、こういう表現の自由等についての議論にも十分配慮した上で、ガイドライン等の運用ですとかあるいは周知の支援、あるいはフィルタリングサービスの一層の普及というものにつきまして、業界ですとかあるいは関係機関との連携を引き続きやってまいりまして、今後とも違法・有害情報の問題に総合的に対応してまいりたいというふうに考えております。

松浦大悟君 次に、児童買春、児童ポルノ禁止法について伺います。

これは議員立法で成立したものでありますが、法務省として改正する意図というものはあるのでしょうか。もしあるのであればどういう内容なのかを教えてくださいたいと思います。

私は、写真やビデオと違って、被害者のいない漫画やアニメ、それからゲームに対する規制の強化が行われるのではないかとというふうに危惧をしています。法律を改正するならば、改正するに見合った立法根拠が必要だと思っておりますが、このような有害と言われるメディアが犯罪を増やしたという調査結果はあるのかないのか、お聞かせください。

政府参考人（大野恒太郎君） ただいま有害メディアが具体的な犯罪を増やしたという統計があるかどうかということでございますけれども、済みません、私が今知る限りにおいてはそのようなものは承知しておりません。

それから、児童買春、児童ポルノ禁止法の見直しの関係でございます。

先ほど委員御指摘のとおり、十六年の改正で三年後の検討ということが求められております。したがって、当局といたしましても、社会意識の状況等を見まして、また、今後におきます国会における議論等にも注目させていただきまして、その上で検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、ただ、その中で議論が出てまいりますのは、例えば、実在しない児童のわいせつ画像を取り扱ったアニメやゲームについても、これは青少年の育成上問題があり、あるいは児童を性的対象とする風潮を助長するんじゃないかというような御議論がございます。

この辺りは、この法律の立法の目的が児童の権利擁護ということでありまして、描写の対象になった児童の人権を守るということでありますので、実在しない児童のわいせつ画像、アニメ、ゲーム等につきましては、直ちにこれに当たってこないし、また、表現の自由ですね、表現の自由との関係がございますので、慎重な考慮を要するのではないかと、このように考えております。

松浦大悟君 御答弁にありましたとおり、メディアの悪影響論についてはアメリカの社会学者のクラッパーが実証的に否定をしております。しかし、そうした中においてアニメの悪影響論が語られているという現状があるわけですが、

大臣、児童のアニメといっても、写真の被写体と違いまして、アニメのキャラクターに戸籍など年齢確認することはできないんですね。にもかかわらず、そうすると、これは児童ポルノだ、これは違うという形で、すべて警察、検察の恣意的な運用に任せられるということになってまいります。特に日本のアニメというのは成人と児童との区別が付かない、そういう表現が行われているわけですが、特徴的なわけではございません。なので、恣意的な運用が懸念をされるわけなんです。

過度なわいせつ物などはわいせつ物頒布罪などの現行の法体系で取り締まることが可能ですから、立法根拠のない法改正はすべきではないと私は思います。特にアニメやゲームというのは日本のコンテンツ産業の軸でもありますから、こうした産業育成の面からも、それから表現の自由の面からも、できる限り守られるべきであるというふうに思います。

ローゼン閣下とも呼ばれ、アキバの皆さんにも大変人気がある麻生太郎前自民党幹事長と盟友であられる鳩山大臣に、前段で質問した有害サイト規制なども含めまして御見解をお聞きしたいと思っております。お願いいたします。

委員長（遠山清彦君） 鳩山法務大臣、簡潔に御答弁いただきたいと思っております。

国務大臣（鳩山邦夫君） 私は麻生太郎さんの選対本部長だったんですが、麻生さんのようにそういうことに詳しくはないんです。ですから、今の松浦委員のお話をずっと承っております私なりに勉強しました。表現の自由の問題、我が国における、それは児童ポルノを処罰するという法律があるけれども、それを余り振りかざされると我が国独特の文化にも影響があるというようなことが御主張だと思いますし、まして実在しない漫画のポルノというんでしょうか、そういうものをどう考えるかということについても委員のお話をこれから参考にしていきたいと思っております。

ただ、私はインターネット社会が来るなんて全く思っておりませんで、この間まで自民党で選挙制度調査会長をやっております、インターネットを選挙運動に使っていいというふうにするのと何が起きるか、これは、なりすましかとか、要するに選挙妨害みたいなものがわっと押し寄せてきて何の規制もできないと、国内で規制しても外国へ行って飛んでくると、だから、恐ろしい時代になったなということを考えておりますので、すべて慎重に判断しなければならぬと思っておりますし、松浦委員のお考えはよく分かりましたので参考いたします。

参議院・予算委員会（2008/02/04）/有村治子議員（自民党所属）

有村治子君 ありがとうございます。

このマタニティマークは厚生労働省のホームページに載っております。だれでもこのマークを使うことができます。私、有村のホームページのトップページにも載せておりますので、もし可能であれば、興味を持っていただける方は御活用いただきたいと存じます。

本来、厚生労働省マターであります妊婦さんへの支援を国土交通省所管の、しかも業務形態としては圧倒的に男性が多く、安全で堅いことを旨とするそんな鉄道会社の皆さんが、前例主義を乗り越えて自発的に自らの費用でマタニティマークの推進に取り組んでいただいていることを、私は国民の一人としてすごく、すごく誇りに思っています。

駅員さんたちは、日々酒気帯びの乗客から絡まれたり不審物への警戒など次々と緊張を強いられる前線で働いていらっしゃるの、今、社会問題が起こると、犯人捜しが始まって人を容赦なく非難することが多い日本社会にあって、やはり公益のために地道な任務を黙々と、しかも確実に遂行されている駅員さんやそういう人々に対する敬意こそもっとも必要なものだと私は感じています。

そういう意味で、マタニティマークの恩恵を受ける人が駅員さんに一言有り難い、ありがとうという声を掛けていただくこともまた善意を広げていく大きな力になると御紹介をさせていただきます。

時間が限られておりますので早口になりますけれども、一つ、最後に児童ポルノについてお伺いをさせていただきたいと存じます。

質問時間が限られておりますので、総理に一言求めたいと思います。

大変残念で不名誉なことですが、今、日本は全世界において有数の児童ポルノの発信国、消費国としての現状があります。

読売新聞の朝刊、今年一月三十日に掲載されたトーマス・シーファー駐日アメリカ大使の寄稿文を拝見し、心を揺り動かされました。

この記事は、下院議員としてアメリカの国政にも参加されていた大使が、外交全般ではなく児童ポルノという分野で、やむにやまれぬ思いで執筆された日本人への呼びかけです。事の本質を見事に喝破された説得力のある論文なので、本日委員の皆様には配付しておりますが、世論を形成される日本全国の皆様にもこの問題を共有し、子供たちのために是非手を貸していただきたいと御紹介をさせていただきます。

いわく、シーファー大使がおっしゃるには、児童ポルノという言葉は、犯罪のおぞましい性質を正確に表していない、成人ポルノとは違い、子供たちは自発的に被写体となったのではなく、報酬も得ていない、そのポルノの画像は凶暴で残忍だが、子供の多くは十二歳未満なんだ、実態は児童レイプだとおっしゃっています。被害者の子供は、傷や感染症だけではなく、うつや引きこもりなどの精神障害も生涯続けて成人後もさいなまれます。性的虐待を受けたことに加えて、画像がインターネットで世界中に配信されることで、子供の人生は永久的に変えられてしまいます。

主要八か国の中で児童ポルノ所有を非合法化していないのは日本とロシアだけだと名指しをされています。日本では児童ポルノの所有が違法ではないため、捜査は極めて制限をされています。カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、米国、英国は、プライバシーと言論の自由に高い価値を置きながら、児童ポルノの非合法化は可能だと判断をしています。子供を犠牲にするための行為を保護する必要はありません。日米間の協力が、関係強化がなされれば、世界中で子供の現状が改善される。今こそ日米が連携して児童ポルノに対して立ち上がるべきだと主張をされています。

実在する子供を被写体にした児童ポルノの所持が、子供の人格と人間としての尊厳を踏みにじる市場を拡大させ、意図せず被写体となってしまった子供たちの生涯に及ぶ被害が余りにも甚大なことから、児童ポルノの規制をすべきだと、所持も規制をすべきだと思います。

子供たちを守る前線に立っていただく内閣総理大臣の御所見を伺います。

委員長（鴻池祥肇君） 鳩山法務大臣、その後、福田総理大臣からお願いします。

国務大臣（鳩山邦夫君） 残念ながら、シーファー大使の御指摘やあなたのお話は正しいと思います。

この児童ポルノというのは性的虐待と密接に絡んであって、実際この件数がうなぎ登りに増えておりまして、平成十八年が起訴と略式起訴と、非行少年の場合は家裁送致、合わせますと六百四十件、大変な忌まわしい言わばマーケットがあるということになるんでありましょう。しかも、写真であれば回収すれば済みますが、インターネットへ出回ったものは永久に世界を巡ってしまう。

だから、そのお子さんの人生が未来永劫破壊されるようなそういう要素があるので、あなたの御指摘は、児童ポルノの、商売目的は以前から禁止をされて処罰対象ですが、単純所持も処罰せよということでありましょう。私は、そういう方向にあっていいと思います。単純所持を処罰できるようになれば、そこが穴になってどうしてもうまくいかないという部分があるんでしょう。平成十一年に法律ができて、十六年のときに単純所持を禁止する、しかし罰則はないと、こういう案だったんでしょ、まあ私はこういうことは厳しくていい、罰則があつていい、そう思っています。

内閣総理大臣（福田康夫君） 児童ポルノと申しますが、青少年を対象にしたそのポルノというのは、今から十数年前は漫画ございましたね、漫画ポルノ、あれもあのときに問題になりましたけれども、やっぱり日本はそういうものを許容する、そういう社会なんですか、これは決して誇るべき社会でないと思います。

そういう観点から、この問題についてはしっかりと対応すべきであり、私もこれは何らかの手を打たなきゃいかぬと、こう思っております。

有村治子君 今、少子化の進む日本において、官民挙げて、与野党挙げて守っていかなければならないのは子供たちの未来です。品格のある国家を目指すためにも、その国家を成す私たち一人一人が品位のある生き方を実践していかなければ、世界から尊敬される日本にはなり得ません。

幸い、去年内閣府がした世論調査でも、有害情報は規制すべきと答えの人が初めて九割を超えました。子供の安全と人格を守るためには有害情報を規制すべきというふうな世論の大きな後押しがここ近年出ています。そういう意味で、世界有数の児童ポルノ王国と名指しされ、一部の心ない人たちがあどけない子供たちを買うために行われる人身売買についても、悪名高き日本の汚名を今こそ勇気を持って社会挙げて返すべきときだと思います。

この点についての福田政権、福田内閣総理大臣始め皆様の御協力と、私たち自身も与野党挙げて頑張っていきたいという意思を明確にして、残り四十分を同僚の西島議員に御担当いただき、私、有村の質問を完了させていただきます。

ありがとうございます。